遠野市監査委員告示第10号
平成２５年９月６日

平成25年度財政援助団体監査結果報告書（平成24年度財政援助分）の内容に対する今後の措置方針について、平成25年８月22日付け遠財第74号で回答がありましたので、地方自治法第 199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　佐　藤　サヨ子
遠野市監査委員　佐々木　資　光
遠野市監査委員　荒　川　栄　悦

遠財第　　74　号
平成25年8月22日

遠野市監査委員　様

遠野市長　本　田　敏　秋

平成25年度財政援助団体監査結果に基づき講じた措置について（通知）

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1　指摘事項

(1) 監査内容

早池峰バス株式会社（遠野市地方バス路線対策事業費補助金）

(2) 指摘事項

車輌を購入しての貸切バス事業や盛岡線、北上線の運行など補助対象外事業も行っていることから、経費按分の明確化を図るためにも運行契約書等の見直しが必要と思われる。

2　監査結果に基づき講じた措置

貸切バス等は自主運行分（補助対象外）であり、自主運行利益を補てんするという契約にはなっていないため、平成25年8月12日付けで遠野地方バス路線対策事業費補助金交付要綱の改正を行い、その内容を明確化した。

なお、要綱改正に伴い、平成25年度の運行契約から適用し、補助金を交付する。

【担当：馬場（内線140）】

遠野市告示第127号
平成25年８月12日

遠野市地方バス路線対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

遠野市長　本　田　敏　秋

遠野市地方バス路線対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

遠野市地方バス路線対策事業費補助金交付要綱（平成18年遠野市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第１条中「廃止したバス路線を運行する場合に要する経費及び」を「、廃止したバス路線若しくは廃止したバス路線の経路の一部を変更したバス路線又は」に、「廃止路線以外の路線」を「新たにバスを運行しようとする路線」に改め、「廃止路線等」という。）」の次に「におけるバス」を加える。

第２条の表中「廃止路線等における代替運行に係る経費」の次に「（貸切バス等による自主事業の運行に係る経費を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、平成25年８月12日から施行する。

遠野市地方バス路線対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　市民生活に必要不可欠な生活交通手段であるバス輸送の確保及び維持のため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者が、廃止したバス路線若しくは廃止したバス路線の経路の一部を変更したバス路線又は市長が必要と認めた新たにバスを運行しようとする路線（以下「廃止路線等」という。）の運行（以下「代替運行」という。）におけるバスに要する経費について、遠野市と別に定める者との間で締結する運行契約に基づき、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

（補助金の交付対象及び補助額）

第２条　補助金の交付対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助金の交付対象となる経費		補助額
区分	補助対象経費	当該経費の10分の10に相当する額以内の額とする。
廃止路線等代替バス運行費補助金（貸切バス等による自主事業の運行に係る経費を除く。）	廃止路線等における代替運行に係る経費	
輸送車両購入費補助金	輸送車両の新規購入及び更新に係る経費	
福祉低料金バス及び中心市街地活性化低料金バス運行費補助金	低料金バスの運行に伴う差額料金相当額	

（提出書類及び提出期限）

第３条　規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表のとおりとする。

（申請の取下期日）

第４条　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金交付の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（前金払）

第５条　補助事業者は、補助金の前金払を請求することができる。

２　前項の規定により前金払を請求しようとする者は、遠野市地方バス路線対策事業費補助金前金払請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（提出書類の整備等）

第６条　補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助事業完了後５年間保存しなければならない。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

２　この要綱の改正は平成25年８月12日から適用する。

（経過措置）

３　この告示の施行の日の前日までに、合併前の遠野市地方バス路線対策事業費補助金交付要綱（平成12年遠野市告示第67号）の規定又はこの告示に相当する合併前の宮守村の規程等によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた行為とみなす。